

「ご契約のしおり」(ホ 00020) (平成 20 年 3 月作成) の修正方法

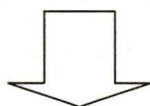
【修正前】

4 ご契約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合には、失効後 1 年を経過する前であれば、当社の承諾を得て、ご契約を復活することができます。この場合、被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の健康状態などについて告知および生命保険募集人による面接が必要となり、併せて復活払込金（保険料を払い込まなかった期間の利息を含みます。）をお払込みいただく必要があります。ただし、既に返戻金のお支払いをご請求されているときなどの場合には、ご契約を復活することができません。

なお、復活の際には、復活払込金を分割してお払込みいただく方法などもありますので、かんばんコールセンター(0120-552950)にご相談ください。

また、ご契約の復活のお申込みを当社が承諾した場合には、復活払込金のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社にご契約上の責任を負います。



【修正後】

4 ご契約の復活

払込猶予期間内に保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った場合には、失効後 1 年を経過する前であれば、当社の承諾を得て、ご契約を復活することができます。この場合、被保険者（学資保険または育英年金付学資保険の場合は保険契約者を含みます。）の健康状態などについて告知および生命保険募集人による面接が必要となり、併せて復活払込金 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXをお払込みいただく必要があります。ただし、既に返戻金のお支払いをご請求されているときなどの場合には、ご契約を復活することができません。

なお、復活の際には、復活払込金を分割してお払込みいただく方法などもありますので、かんばんコールセンター(0120-552950)にご相談ください。

また、ご契約の復活のお申込みを当社が承諾した場合には、復活払込金のお払込みおよび告知がともに完了したときから、当社にご契約上の責任を負います。

以上